

東 報 健 発 第 734 号
令 和 5 年 5 月 26 日

事 業 主 各 位

東京都報道事業健康保険組合
理 事 長 林 恭 一

令和 5 年度 夏期「健康保険被保険者賞与支払届」の提出について

当健康保険組合の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、年 3 回まで支給される賞与については、総報酬制の取扱いにより月額保険料と同様に保険料が賦課されるため、その届出が必要となります。

つきましては、令和 5 年度 夏期「健康保険被保険者賞与支払届」をお送りいたしますので、別添「健康保険被保険者賞与支払届」の記載要領をご参照の上、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、例年、電子媒体・電子申請を利用している、又は特定法人（資本金又は出資金の額が 1 億円以上を超える法人など）の事業所については、「賞与不支給報告書」のみをお送りしますので、夏期賞与の支給が行われない場合は、ご記入の上、ご提出くださいますよう併せてお願い申し上げます。

「健康保険被保険者賞与支払届」の記載要領について

1. 賞与支払届の提出について

事業主は、被保険者に賞与等を支払った場合、**5日以内**に「被保険者賞与支払届」を健康保険組合に提出する必要があります。(健康保険法施行規則第27条)

また、賞与の支払いがないときは、「賞与不支給報告書」を提出してください。(※賞与支払予定月が変更となった場合には、「報告書」欄中にて、変更前と変更後の月をご記入ください。)

【電子申請のご案内】

加入事業所の利便性の向上と事務負担の軽減を図るため、当組合では、電子申請による届出を推奨しております。(詳細は、同封いたしました電子申請のご案内「届出書の申請は簡単便利な電子申請書で♪」をご確認ください。)

2. 標準賞与額の対象となるもの(法第3条6項)

被保険者が労働の対償として受ける賞与・期末手当・決算手当など、名称は異なっても同一の性質を有し、年間を通じて3回まで支給されるものはすべて対象となります。

対象となるもの
<ul style="list-style-type: none">・賞与(役員賞与も含む)・ボーナス・期末手当・決算手当・年末手当・夏(冬)期手当・越年手当・年末一時金・繁忙手当・勤勉手当など賞与と同一性質を有すると認められるもので、年間を通じて支給回数が3回までのもの・寒冷地手当・石炭手当・薪炭手当など同一性質を有するもので年間を通じて支給回数が3回までのもの・上記のうち通貨で支給されるもののほか、自社製品など現物で支給されるもの
対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none">・上記の賞与等で年間を通じて4回以上支給されるもの(取得・月額変更・算定基礎届の報酬月額に算入)・恩恵的に支給される結婚祝金・病気見舞金・災害見舞金など・出張旅費・大入袋・退職金・解雇予告手当・年金・恩給・株主配当金・健康保険の傷病手当金など

3. 賞与にかかる保険料額の計算

各々の被保険者の賞与金額から1,000円未満を切り捨てた金額「標準賞与額」に保険料率を乗じて得た額となります。

標準賞与額には上限が設定されており、健康保険では年度(4月1日から翌年3月31日)の累計額573万円とされています。

なお、被保険者期間中に支払われた賞与は、上限額を超えているかどうかに関わらず、賞与額の届出の提出が必要です。

4. 同一被保険者に同一月内で2回以上賞与が支払われた場合

同月内で2回以上支給されたときは合算した額が賞与支給総額となります。

なお、賞与支払年月日については、最後の支払日をご記入ください。

(裏面に続く)

5. 資格喪失月に支給された賞与の取扱いについて

資格喪失月に賞与が支払われた場合、保険料の対象とはなりません。資格喪失の前日までに支払われた賞与は、年度累計の対象になるため、賞与支払届の提出が必要です。

6. 産前産後・育児休業中の保険料免除対象者に支給された賞与について

この場合、賞与についても保険料は免除されますが、年金累計の対象となるため賞与支払届の提出が必要です。

7. 70歳以上の被保険者に支給された賞与について

健康保険については、届書・作成要領など70歳未満の被保険者と同様に作成のうえ提出いただきます。

ただし、厚生年金保険については「70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出が必要となります。こちらについての詳細は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

8. 賞与にかかる保険料の納付

賞与にかかる保険料は、「賞与支払届」に基づいて、通常の保険料に合算して納入告知されますので、納付期限までに納入してください。

9. 個人番号（マイナンバー）の取扱いについて

当組合加入者の個人番号取得にあたっては、漏洩事故防止等の安全性を重視し、当健康保険組合が直接「住民基本台帳ネットワーク」から取得いたしております。

つきましては、賞与支払届出書には個人番号を記載することのないようお願いいたします。

お問合せ先

 東京都報道事業健康保険組合

適用課

電話：03（6264）0133